

川崎市税公告第6号

次の市税に係る納税通知書、税額変更通知書及び特別徴収税額の決定・変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。
なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年1月14日

川崎市長 福田 紀彦

＜納税通知書＞

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	第4期分	令和8年2月2日 (第4期分)	計45件

＜税額変更通知書＞

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民 税・森林環境税 (普通徴収)			計2件

＜特別徴収税額の決定・変更通知書＞

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民 税・森林環境税 (特別徴収)			計1件

（別紙省略）